

仁王地区活動センターの管理を行う指定管理者の指定期間の変更について

1 指定管理者の指定期間を変更する公の施設

- (1) 名 称 仁王地区活動センター
- (2) 位 置 盛岡市三ツ割字下更ノ沢26番地4

2 指定管理者

- (1) 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
- (2) 代表者名 理事長 菊 地 昭 夫
- (3) 所在地 盛岡市若園町2番2号

3 指定期間

- (1) 変更前 平成30年4月1日から令和5年3月31日まで
- (2) 変更後 平成30年4月1日から令和10年3月31日まで

4 指定期間を変更する理由

総括評価の結果、利用件数など当初の目標を上回る実績があったほか、地域コミュニティと共同で自主事業を実施し地域活動の活性化にも大きく寄与しているなど、運営実績が特に良好であると認められたため。

5 指定期間の変更までの経過

- 令和4年12月22日 指定期間の変更の議決
- 12月26日 指定管理者への通知・告示